

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第4号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
復興防災事務関係手数料			復興防災事務関係手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
[略]			[略]		
44 高压ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく高压ガス保安法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施	[略]	(1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>9,300円</u> (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあつては、 <u>8,800円</u>) (2) 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>8,700円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>8,200円</u>)	44 高压ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく高压ガス保安法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施	[略]	(1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>11,600円</u> (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあつては、 <u>11,100円</u>) (2) 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>10,300円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>9,800円</u>)

		<p>(3) 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>9,300円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、<u>8,800円</u>)</p> <p>(4) 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>9,300円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、<u>8,800円</u>)</p> <p>(5) 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>8,700円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、<u>8,200円</u>)</p>				<p>(3) 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>11,600円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、<u>11,100円</u>)</p> <p>(4) 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>11,600円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、<u>11,100円</u>)</p> <p>(5) 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>10,300円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、<u>9,800円</u>)</p>
<p>45 高圧ガス保安法第31条第2項の規定に基づく販売主任者試験の実施</p>	<p>[略]</p>	<p>(1) 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 <u>7,900円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、<u>7,400円</u>)</p> <p>(2) 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験 <u>6,200円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、<u>5,700円</u>)</p>		<p>45 高圧ガス保安法第31条第2項の規定に基づく販売主任者試験の実施</p>	<p>[略]</p>	<p>(1) 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 <u>9,000円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、<u>8,500円</u>)</p> <p>(2) 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験 <u>7,200円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、<u>6,700円</u>)</p>

[略]		
57 電気工事士法施行令第5条の規定に基づく電気工事士免状の書換え	[略]	2,100円
[略]		
64 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	[略]	(1)・(2) [略] (3) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合 110,000円
[略]		
66 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査	[略]	17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
[略]		

[略]		
57 電気工事士法施行令第5条の規定に基づく電気工事士免状の書換え	[略]	2,700円
[略]		
64 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	[略]	(1)・(2) [略] (3) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合 98,000円
[略]		
66 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査	[略]	15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
[略]		

77 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施	[略]	21,400円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>20,900円</u>)
[略]		

77 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施	[略]	23,200円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>22,700円</u>)
[略]		

別表第2 (第2条関係)

ふるさと振興事務関係手数料

事務	名称	金額
1 行政書士法(昭和26年法律第4号)第3条第2項の規定に基づく行政書士試験の施行	[略]	<u>7,000円</u>
[略]		

別表第2 (第2条関係)

ふるさと振興事務関係手数料

事務	名称	金額
1 行政書士法(昭和26年法律第4号)第3条第2項の規定に基づく行政書士試験の施行	[略]	<u>10,400円</u>
[略]		

別表第6 (第2条関係)

農林水産事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
20 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜	[略]	(1) 牛 ア ブルセラ症の検査 <u>440円</u> イ 結核の検査 <u>440円</u> ウ [略] エ アからウまでの検査を同時に受ける場合 <u>1,310円</u>

別表第6 (第2条関係)

農林水産事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
20 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜	[略]	(1) 牛 ア ブルセラ症の検査 <u>800円</u> イ 結核の検査 <u>690円</u> ウ [略] エ アからウまでの検査を同時に受ける場合 <u>1,910円</u>

の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。ただし、伝達性海綿状脳症に係る検査を除く。）	(2)～(5) [略]
[略]	
24 [略]	[略]
25 [略]	[略]
[略]	
34 [略]	[略]

の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。ただし、伝達性海綿状脳症に係る検査を除く。）	(2)～(5) [略]
[略]	
24 [略]	[略]
24の2 <u>家畜伝染病予防法第3条の2第1項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に基づき知事が認定する獣医師が行う豚及びいのししに対する注射に係る豚熱予防液の交付</u>	豚熱予防液交付手数料 1頭分 70円
25 [略]	[略]
[略]	
34 [略]	[略]
34の2 <u>畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下</u>	畜舎建築利用計画認定申請手数料 畜舎等（法第2条第1項に規定する畜舎等をいう。以下この項及び34の3の項において同じ。）1棟ごとに、次に掲げる畜舎等の区分に応じ、

この項において「法」という。）第3条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画の認定の申請に対する審査

それぞれ次に定める金額
(1) 床面積が3,000平方メートル以内のもの 7,000円
(2) 床面積が3,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 207,000円
(3) 床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 327,000円
(4) 床面積が50,000平方メートルを超えるもの 617,000円

34の3 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（以下この項において「法」という。）第4条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画の変更の認定の申請に対する審査

畜舎建築利用計画変更認定申請手数料

畜舎等1棟ごとに、次に掲げる畜舎等の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(1) 変更後の床面積が3,000平方メートル以内のもの又は認定畜舎等（法第5条第1項に規定する認定畜舎等をいう。以下この項において同じ。）の床面積が3,000平方メートルを超えるものであって法第3条第2項第4号に掲げる事項に変更がないもの 7,000円
(2) 認定畜舎等の床面積が3,000平方メートル以内のものであって変更後の床面積が3,000平方メートルを超えるもの 34の2の項(2)から(4)までに掲げる床面積

の区分に応じ、それぞれ同項(2)から(4)までに定める額

(3) 変更後の床面積が3,000平方メートルを超えるもの((1)及び(2)に掲げるものを除く。) 建築基準法施行条例(平成12年岩手県条例第37号)第11条第2項第2号から第4号までの規定により算定した次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 変更に係る床面積が30平方メートル以内のもの 15,000円

イ 変更に係る床面積が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 21,000円

ウ 変更に係る床面積が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 28,000円

エ 変更に係る床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 34,000円

オ 変更に係る床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 55,000円

カ 変更に係る床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 75,000円

34の2 [略]	[略]
[略]	

別表第7（第2条関係）

県土整備事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
20 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ、第63条第3項第5号イ若しく	[略]	

		キ 変更に係る床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 207,000円
		ク 変更に係る床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 327,000円
		ケ 変更に係る床面積が50,000平方メートルを超えるもの 617,000円
34の4 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第6条第2項ただし書の規定に基づく認定畜舎等の仮使用の認定の申請に対する審査	認定畜舎等仮使用認定申請手数料	120,000円
34の5 [略]	[略]	
[略]		

別表第7（第2条関係）

県土整備事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
20 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ	[略]	

は第68条の69第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に関する事務

[略]

31 宅地建物取引業法第16条第1項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の実施	[略]	7,000円
---	-----	--------

[略]

36 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するも	[略]	
---	-----	--

又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に関する事務

[略]

31 宅地建物取引業法第16条第1項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の実施	[略]	8,200円
---	-----	--------

[略]

36 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認	[略]	
---	-----	--

<p>のであることについて の認定の申請に対する審査</p>		
[略]		
<p>43 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>	[略]	<p>認定申請1件につき、(1)に定める額（法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 建築基準法施行条例（平成12年岩手県条例第37号。以下この項において「条例」という。）第11条第1項の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>イ [略]</p>
44 [略]	[略]	

<p>定の申請に対する審査</p>		
[略]		
<p>43 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>	[略]	<p>認定申請1件につき、(1)に定める額（法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 建築基準法施行条例（以下この項において「条例」という。）第11条第1項の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>イ [略]</p>
44 [略]	[略]	
<p>44の2 <u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率の特例の許</u></p>	<p><u>認定長期優良住宅建築等計画住宅容積率特例</u></p>	<p>160,000円</p>

		<u>可の申請に対する審査</u>	<u>許可申請</u>
45 [略]	[略]	45 [略]	[略]
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。